

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

〈令和 6 年 4 月 1 日現在〉

1 事業の目的及び運営方針

私達は高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することが出来るよう援助支援します。

私達は在宅介護に関する総合的な相談に応じ、利用者の皆様が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図りながら援助支援します。

2 事業所の概要

事業所名 所在地 電話	浦和区中部圏地域包括支援センター ジェイコー埼玉 さいたま市浦和区北浦和 5-2-7 電話 048-834-3782 F A X 048-834-3794
介護保険指定番号	介護予防支援 H 1 8 年 4 月 1 日指定 (さいたま市 1106500166)
運営主体の法人	独立行政法人 地域医療機能推進機構
サービスを提供 する地域	高砂 1 ～ 4 丁目・常盤 1 ～ 1 0 丁目 仲町 1 ～ 4 丁目 北浦和 4 ～ 5 丁目・針ヶ谷 4 丁目
サービス提供時間	午前 9 : 00 ～ 午後 5 : 00 土日・祝祭日は 1 名体制で営業しますので、緊急対応のみとなります。 12 月 29 日～1 月 3 日まではお休みとなります。
緊急連絡先	048-834-3782 (地域包括支援センター)

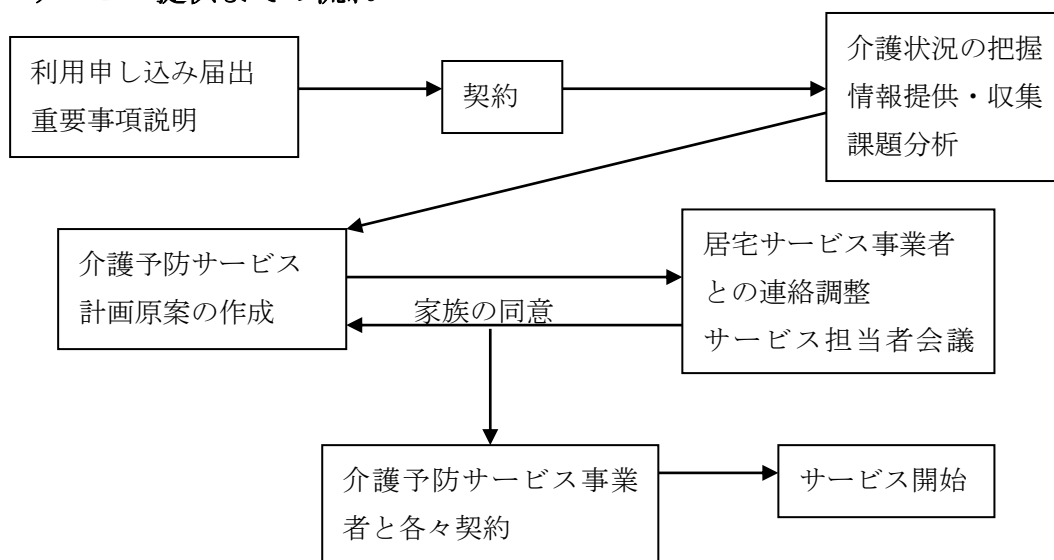
3 職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	看護師	1 名	事業所の統括 包括的・継続的ケアマネジメント支援
保健師	保健師	1 名	総合相談支援 権利擁護 介護予防マネジメント 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ネットワーク形成
主任ケアマネ	社会福祉士	1 名	
社会福祉士	社会福祉士	1 名	

4 利用料金

ケアプラン作成・実施管理・変更・援助等保険適応分	要支援認定を受けた方は、自己負担がありません。但し、保険料の滞納がある場合にはこの限りではありません。 介護予防支援費 4,884 円（1 ヶ月） 介護予防支援費及び初回加算 8,199 円 介護予防支援費及び委託連携加算 8,199 円 介護予防支援費及び初回加算、委託連携加算 11,514 円
交通費	前記 2 のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為の交通費の実費が必要です。（4 km 以上で公共交通機関を利用した場合、運賃の実費をいただきます。）

5 サービス提供までの流れ



6. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	関口 有希子
-------------	--------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。
- (6) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。

7. 感染症の予防及びまん延の防止

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 身体的拘束等の原則禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その歳の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

10. ハラスメントの防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要か相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為は、当該事

業所、取引先事業者、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11. 苦情処理の体制

お気づきの点がありましたら、ご相談担当者へお気軽にご相談下さい。迅速適切に対応します。国民健康保険団体連合会への申し立てを希望される場合には申し立てに関して必要な援助を行います。市町村が行う調査があればそれに協力し、助言・指導があれば必要な改善を行います。

お問い合わせ先

地域包括支援センター 月～金 8：30～17：00	相談担当者 関口 有希子	048-834-3782
国民健康保険団体連合会		048-824-2537
さいたま市浦和区高齢介護課		048-829-6153
さいたま市介護保険課		048-829-1264

12. 緊急時・事故発生時の対応

ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急時には速やかに主治医等に連絡します。連絡困難な場合には救急搬送など適切な処置を講じます。

ご利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合、当該利用者のご家族、市町村に連絡し、必要な措置を講じます。それが賠償すべき事故の場合、損害賠償を速やかに行います。

緊急時の連絡先：080-1103-4003

13. 秘密保持

職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

サービス担当者会議等で利用者・家族の個人情報を用いることについては、介護予防支援契約における個人情報使用同意書により同意したものと致します。

14. 業務の委託について

・ 業務委託 有 無

・ 委託先事業社名 _____

・ 委託先事業社番号 _____

・ 委託先所在地 _____

・ 管理者名 _____

・ 連絡先 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5－2－7

名称 浦和区中部圏域地域包括支援センタージェイコー埼玉

説明者

利用者 _____